

沖縄報告 2013・11・17記

特定秘密法案を阻止しよう！！

共同代表（弁護士）池宮城 紀夫

現在（11月7日）、「特定秘密の保護に関する法律案」が衆議院で審議されています。この法律が成立すると国民の知る権利、報道の自由、基本的人権など民主権原理を根底から脅かす事態になります。連日、衆議院での審議内容が報道されていますが、この法案の危険性を知るために、問題点を整理してみましょう。

1 法案の概要

行政機関の長（各大臣）は、漏えいすると国の安全保障に著しく支障を与える恐れがある情報を特定秘密に指定する。

特定秘密は、①防衛 ②外交 ③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止 ④テロ活動防止に関する事項とする。

特定秘密を取り扱う公務員や民間の契約業者らが故意または過失で漏えいすると、最高10年の懲役刑。特定秘密を提供された国会議員らの漏えいは最高5年の懲役刑

人を欺くこと、暴行、脅迫、窃取、不正アクセスなどによる特定秘密の取得は最高10年の懲役刑

漏えいの未遂、共謀、教唆、扇動も処罰対象

2 日本弁護士連合会の反対

日本弁護士連合会は、2013年9月12日、この法案は、民主権原理や国民の憲法上の諸権利などに深刻な悪影響を及ぼすおそれがあるとして、強く反対する旨の意見書を公表しました。以下そこで指摘されている問題点は次のとおりです。

（1）「特定秘密」の範囲が広範にすぎること—この法案は「特定秘密」の範囲を前記のとおり防衛、外交、など4分野を別表で示していますが、これらの「特定秘密」は行政機関の長が判断することになっており、限定機能としての的確に機能するか否か甚だ疑問です。

（2）「防衛秘密」とその背景

本来主権者である国民が知っておくべき防衛に関する情報が「防衛秘密」として指定され、国民に知らされないままに秘匿され続けることとなります。今回「防衛秘密」を対象にしているのは、日米同盟の一層の強化が背景にあります。日米の軍事・防衛面での同盟関係が強化されてきた中で、米国側から日本政府に対して、防衛省の秘密保護に関する法的強化を要請してきたのです。2012年7月に公表された国家戦略会議「平和のフロンティア部会報告書」と自民党「国家安全保障基本法案（概要）」は、いずれも憲法9条の「集団的自衛権」に関する憲法解釈を見直して集団的自衛権の行使を提言しています。これらの一連の流れの中で、「防衛秘密」を広範囲に広げて罰則を強化し、日米同盟の一層の強化を図る意図があると言えます。

（3）「外交情報」の範囲が広範不明確です。

国民が当然知るべき外交上の問題を、政府の都合によって秘密扱いされて秘匿するのは、例えば、沖縄の基地問題に関する日米の密約が数々暴露されてきましたが、これらも取材報道した記者が処罰の対象になっていく。報道の自由、国民の知る権利の否定です。

（4）「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」は、スパイ活動を対象にしていますが、対象が抽象的かつ広範囲にわたるので、人権侵害のおそれが極めて大きいです。

3 この法案の危険性

「特定秘密」を漏えいした者のみならず、漏えい未遂、共謀、教唆又は扇動も処罰されます。「特定秘密」を取材して報道した記者や報道機関まで「教唆」または情報提供者を「扇動」したとして処罰されます。これでは、主権者である国民の知る権利を担保するマスコミの使命である取材の自由、報道の自由を押しつぶすことになり、民主主義の死滅です。

今、安倍政権は、着々と教育を始め、平和憲法の下で積み重ねてきた民主主義体制を、実質改憲によって「戦争の出来る国」へと突っ走っています。安倍ファシズム政権の打倒のために、人民大衆が大同団結すべき時です。